

精神障害者割引制度の導入について

2025年2月28日

うみ・まち・さと—心でむすぶ



ことでんでは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方への割引制度を下記のとおり導入いたします。また、グリーンIruCaの発行についても精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方を対象に追加いたします。

記

1. 導入日 2025年4月1日（火）
2. 対象者 各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるものに限る）の交付を受けたお客様。
3. 割引率 5割引
4. 制度の概要

項目	第1種精神障害者		第2種精神障害者	
	障害者と介護者が利用	障害者のみ単独の利用	12歳未満の障害者と介護者が利用	障害者のみ単独の利用
定期乗車券 (IruCa 定期券)	●	×	●	×
グリーン IruCa	●	●	●	●
普通乗車券	●	●	●	●

- 1) 第1種精神障害者及び12歳未満の第2種精神障害者は、当該障害者1人に対して1人の介護者をつけることができます。
 - 2) 障害者割引の定期券は障害者本人と介護者がともに乗車する場合にのみ発売します。障害者が単独で乗車する場合は発売できません。また、介護者には通勤定期券(障害者割引適用)を発売します。
 - 3) こども用定期券については小児旅客運賃から更なる割引はしません。
 - 4) 第2種精神障害者の介護者は、12歳未満の障害者の介護者のみ割引が適用されます。
5. その他 ご利用の際は、精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるものに限る）をお持ちいただき、切符の購入時やグリーンIruCaの購入・更新時の他、係員から提示を求められた際は、必ず提示してください。

以上

【上記のお問合せ先】

鉄道事業本部 運輸サービス部 087(863)7300